

議案第 2 2 号

東広島市教育委員会会議規則の一部改正について

東広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 3 年 7 月 2 9 日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

教育委員会の会議を、オンライン会議システム等（情報通信機器その他の機器を用いて映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法をいう。）を活用して開催することができるようにするため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）

（教育委員会規則の制定等）

第 1 5 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会会議規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

- 第3条の2 教育長は、災害その他の事由により議場に会議を招集することが困難であると認めるとき、その他特に必要があると認めるときは、情報通信機器その他の機器を用いて映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を用いて、会議を開催することができる。この場合において、前条第1項中「議場に参集しなければ」とあるのは、「議場に参集し、又は次条第1項に規定する方法により会議に参加することができる状態にしておかなければ」とする。
- 2 前項に規定する方法により会議に参加している教育長及び委員は、この規則の適用については、会議に出席し、採決に際しては議場にいるものとみなす。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項に規定する方法を用いて開催する会議の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東広島市教育委員会会議におけるオンライン会議システム等実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、東広島市教育委員会会議規則（昭和49年東広島市教育委員会規則第5号）第3条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する方法（以下「オンライン会議システム等」という。）による教育委員会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（オンライン会議システム等による会議の参加の申出）

第2条 委員は、遠隔地にいることその他のやむを得ない事由により、招集の日時に議場に参集することが困難であるときは、教育長に、オンライン会議システム等により会議に参加することを申し出ることができる。

2 教育長は、前項の規定による申出があった場合において、オンライン会議システム等により会議を開催することを決定したときは、その旨を、委員に通知するものとする。

（オンライン会議システム等による会議を開催しない場合）

第3条 議事の全部又は一部を秘密会として行う会議については、オンライン会議システム等による開催は、しないものとする。

（委員の責務）

第4条 委員は、オンライン会議システム等により会議に参加するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会議への参加に用いる電子計算機を使用する室に、他の者が立ち入ることを制限するための措置を講ずること。

(2) 会議への参加に用いる電子計算機について、情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための適切な措置を講ずること。

(3) 会議への参加に用いる電子計算機が電気通信回線に接続することによる不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

2 委員は、オンライン会議システム等により会議に参加するときは、開会の30分前までに、会議への参加に用いる電子計算機と教育委員会事務局の使用に係る電子計算機との間で、映像及び音声の送受信を正常に行うことができることを確認するものとする。

（障害の発生）

第5条 オンライン会議システム等により会議に参加している委員について、電子計算機、電気通信回線等の不具合により、映像又は音声の送受信をすることができなくなった場合において、復旧のための作業を行ったにもかかわらず、当該不具合が解消されないときは、当該委員は、採決に加わることができない。

附 則

この要領は、令和3年 月 日から施行する。